

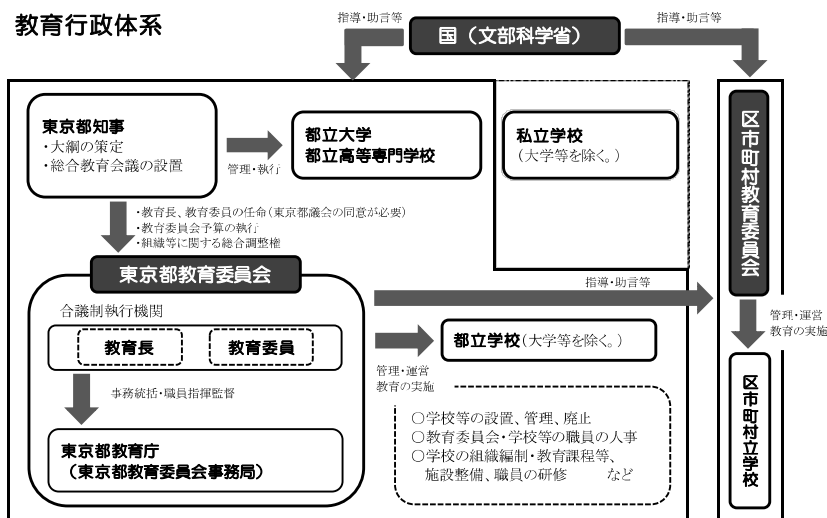
第2章 教育委員会

1 教育委員会制度

地方公共団体が行う教育行政においては、教育の政治的中立性と継続性・安定性を確保し、多様な民意を反映する仕組みとして教育委員会制度が採られており、地方公共団体の長から独立した合議制の執行機関である、教育委員会が設置されている。

平成27年4月1日から施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置、教育委員による教育長へのチェック機能の強化などの改革が行われた。

教育行政体系



2 東京都教育委員会の構成

東京都教育委員会は、教育長と5人の委員により組織されており、いずれも東京都知事が東京都議会の同意を得て任命するものである。教育長の任期は3年、委員の任期は4年である。

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。また、教育委員は、教育長に対するチェック機能を果たすため、会議の招集や教育長が委任された事務の管理・執行状況の報告を求めることができる。

なお、東京都教育委員会の事務を処理するための事務局を東京都教育庁という。

(令和6年1月1日現在)

職名	氏名	任期 (就任年月日)	職業
教育長	浜 佳 葉 子	自令 4. 4. 1 至令 6. 3. 31 (令 4. 4. 1)	
委員 <small>(教育長職務代理者 第一順位)</small>	秋 山 千 枝 子	自平28.10.20 至令 6.10.19 (平28.10.20)	医療法人社団 千実会理事長
委員 <small>(教育長職務代理者 第二順位)</small>	北 村 友 人	自平29.10. 6 至令 7. 2. 27 (平29.10. 6)	東京大学大学院教授
委員	宮 原 京 子	自令 4. 3. 13 至令 8. 3. 12 (令 4. 3. 13)	ファイザー株式会社 取締役執行役員
委員	高 橋 純	自令 5.10. 1 至令 9. 9. 30 (令 5.10. 1)	東京学芸大学教授
委員	萩 原 智 子	自令 5.12.21 至令 9.12.20 (令 5.12.21)	一般社団法人 日本知 的障害者水泳連盟 副会長

(1) 歴代の教育長

氏名	任期	氏名	任期
宇佐美 毅	自昭23.11. 1 至昭25. 3. 9	坂 本 光 一	自平 2. 7. 19 至平 4. 6. 30
川 崎 周 一	自昭25. 3. 9 至昭27.10.31	市 川 芳 正	自平 4. 7. 1 至平 7. 5. 31
加 藤 清 一	自昭27.10.31 至昭29. 6. 30	市 川 正 正	自平 7. 6. 1 至平10. 7. 15
本 島 寛	自昭29. 7. 1 至昭35. 8. 12	中 島 元 彦	自平10. 7. 16 至平12. 7. 12
小 尾 帛 雄	自昭35. 8. 12 至昭42. 5. 21	横 山 洋 吉	自平12. 7. 13 至平17. 6. 22
野 尻 高 経	自昭42. 5. 22 至昭46. 6. 17	中 村 正 彦	自平17. 6. 23 至平20. 7. 12
日 向 美 幸	自昭46. 6. 18 至昭49. 7. 7	大 原 正 行	自平20. 7. 13 至平24. 7. 12
佐 藤 文 男	自昭49. 7. 8 至昭52. 7. 2	比 留 間 英 人	自平24. 7. 13 至平27. 3. 31
児 玉 工	自昭52. 7. 12 至昭55. 7. 15	中 井 敬 三	自平27. 4. 1 至令元. 6. 30
平 山 秀 親	自昭55. 7. 16 至昭58. 5. 26	藤 田 裕 司	自令元. 7. 1 至令 4. 3. 31
水 上 忠	自昭58. 5. 27 至平 2. 7. 18		

(2) 旧委員

(昭和31年9月以降)

氏名	任期	氏名	任期
辰野 隆	自昭31. 9. 24 至昭32. 3. 31	三輪田 芳子	自昭61. 3. 11 至平 6. 3. 12
大塚 肇	自昭31. 9. 24 至昭34. 3. 31	石井 公一郎	自昭62. 10. 5 至平 7. 7. 17
小宮 豊隆	自昭32. 4. 1 至昭34. 9. 23	三浦 朱門	自昭62. 12. 21 至平 7. 12. 20
田辺 繁子	自昭31. 9. 24 至昭36. 9. 23	石川 忠雄	自昭63. 10. 20 至平 8. 10. 19
河原 春作	自昭31. 9. 24 至昭36. 9. 30	岩間 英太郎	自昭63. 12. 25 至平 8. 12. 24
木下 一雄	自昭31. 9. 24 至昭39. 10. 2	緒方 四十郎	自平 7. 9. 29 至平11. 9. 28
大浜 英子	自昭36. 10. 5 至昭40. 10. 4	古橋 廣之進	自平 7. 12. 21 至平11. 12. 20
松下 正寿	自昭39. 10. 3 至昭42. 2. 24	鍛冶 千鶴子	自平 6. 3. 13 至平14. 3. 12
大田黒 元雄	自昭34. 10. 7 至昭42. 10. 6	清水 司	自平 8. 10. 20 至平16. 10. 19
田中 義男	自昭36. 10. 5 至昭43. 10. 2	國分 正明	自平 8. 12. 25 至平16. 12. 24
江上 フジ	自昭40. 10. 7 至昭44. 10. 6	鳥海 巖	自平11. 10. 1 至平19. 9. 30
柴田 周吉	自昭34. 7. 1 至昭45. 12. 20	米長 邦雄	自平11. 12. 21 至平19. 12. 20
湊 守篤	自昭46. 7. 13 至昭47. 7. 8	高坂 節三	自平16. 12. 25 至平23. 3. 10
正田 建次郎	自昭43. 12. 12 至昭52. 3. 20	川淵 三郎	自平23. 6. 24 至平24. 11. 22
寺川 文夫	自昭47. 7. 10 至昭54. 7. 17	瀬古 利彦	自平19. 12. 21 至平25. 3. 31
伊藤 昇	自昭42. 10. 11 至昭54. 10. 19	内館 牧子	自平14. 3. 13 至平26. 3. 12
蠟山 政道	自昭42. 10. 11 至昭54. 12. 25	竹花 豊	自平19. 10. 1 至平27. 9. 30
中村 元	自昭52. 10. 14 至昭55. 3. 31	乙武 洋匡	自平25. 2. 28 至平27. 12. 31
橘川 ちゑ (秋山 ちえ子)	自昭44. 12. 6 至昭56. 12. 20	木村 孟	自平16. 10. 20 至平28. 10. 19
久保田 キヌ (きぬ子)	自昭56. 12. 21 至昭60. 12. 20	大杉 覚	自平28. 1. 1 至平29. 7. 13
服部 謙太郎	自昭54. 7. 18 至昭62. 9. 1	宮崎 緑	自平27. 10. 1 至令 3. 2. 10
高橋 義孝	自昭54. 10. 24 至昭62. 10. 23	遠藤 勝裕	自平26. 3. 13 至令 4. 3. 12
村井 資長	自昭54. 12. 26 至昭63. 10. 19	新井 紀子	自令 3. 6. 15 至令 5. 9. 30
小尾 帛雄	自昭55. 4. 1 至昭63. 12. 24	山口 香	自平25. 4. 1 至令 5. 12. 20

3 活動

(1) 会議の開催と教育委員会の主な活動

会議は原則として毎月第2及び第4木曜日に定例会、必要に応じて臨時会を開催している。令和4年度は、定例会を18回開催した。

(2) 委員会審議状況（令和4年度）

（単位：件）

議案	条例の制定・改正依頼	2
	規則の制定・改正	6
	人事案件	41
	審議会等委員の任命・委嘱	4
	その他	20
	小計	73
報告事項		59
合計		132

(3) 制定改廃した東京都教育委員会規則

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

公布番号	規則名	公布日	施行月日	内容
26	東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則	R4. 5. 11	R4. 5. 11	別表三の項中青島特別支援学校に職能開発科を加える。
27	令和四年度における学校職員の夏季休暇の特例に関する規則	R4. 6. 15	R4. 6. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・知事部局の例にならない、令和4年度に限って夏季休暇の取得期間の特例を定めるもの ・この規則による夏季休暇の取得期間は、令和4年6月16日から同年11月30日まで
28	学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則	R4. 6. 16	R4. 6. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・知事部局の例にならない、令和4年度に限って慶弔休暇（結婚に係るもの）の取得期間の特例を定めるもの ・この規則による慶弔休暇の取得期間は、令和5年12月31日まで
29	東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則	R4. 6. 16	R4. 6. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・知事部局の例にならない、令和4年度に限って慶弔休暇（結婚に係るもの）の取得期間の特例を定めるもの ・この規則による慶弔休暇の取得期間は、令和5年12月31日まで
30	学校職員の長期勤続休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則	R4. 6. 16	R4. 6. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・知事部局の例にならない、令和4年度に限って長期勤続休暇の取得期間の特例を定めるもの ・この規則による夏季休暇の取得期間は、令和5年12月31日まで

31	東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則	R4. 6. 22	R5. 4. 1	定年引上げにより再任用制度が廃止されることに伴い、「職員」の定義（第2条第1号）から再任用職員を除くよう改正する。
32	東京都教職員研修センター処務規則の一部を改正する規則	R4. 6. 22	R5. 4. 1	定年引上げにより再任用制度が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の引用条文を改める。
33	東京都立学校非常勤職員規則の一部を改正する規則	R4. 6. 22	R5. 4. 1	定年引上げにより再任用制度が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の引用条文を改める。
34	学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	R4. 6. 22	R5. 4. 1	定年引上げ（給与月額7割措置等）を踏まえた「学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」（令和4年東京都条例第91号）の公布に伴い、定年前再任用短時間勤務制の導入等のため所要の規定整備を行う。
35	学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	R4. 6. 22	R5. 4. 1	定年引上げにより再任用制度が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の引用条文

				を改めるほか、給与月額7割措置に係る経過措置規定を設ける。
36	教職調整額に関する規則の一部を改正する規則	R4. 6. 22	R5. 4. 1	定年引上げにより再任用制度が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の引用条文を改めるほか、教職調整額の算出方法に係る制定付則及び給与月額7割措置に係る経過措置規定を設ける。
37	管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則	R4. 6. 22	R5. 4. 1	定年引上げにより再任用制度が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の引用条文を改めるほか、給与月額7割措置に係る経過措置規定を設ける。
38	学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	R4. 6. 22	R5. 4. 1	定年引上げにより再任用制度が廃止されることに伴い、給与月額7割措置に係る経過措置（付則別表）を設ける。
39	学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	R4. 6. 22	R5. 4. 1	定年引上げにより再任用制度が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の引用条文を改める。

40	学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	R4. 6. 22	R5. 4. 1	定年引上げにより再任用制度が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の引用条文を改める。
41	産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則	R4. 6. 22	R5. 4. 1	定年引上げにより再任用制度が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、給与月額 7 割措置に係る経過措置規定を設ける。
42	定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則	R4. 6. 22	R5. 4. 1	定年引上げにより再任用制度が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、給与月額 7 割措置に係る経過措置規定を設ける。
43	学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	R4. 6. 22	R5. 4. 1	定年引上げにより再任用制度が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、給与月額 7 割措置に係る経過措置規定を設ける。
44	学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	R4. 6. 22	R5. 4. 1	定年引上げにより再任用制度が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の引用条文を改めるなど規定を整備する。

45	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	R4. 6. 22	R5. 4. 1	定年引上げにより再任用制度が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の引用条文を改めるほか、給与月額 7 割措置に係る経過措置規定を設ける。
46	教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則	R4. 6. 22	R4. 7. 1	教育職員普通免許状更新制の廃止に伴う規定・様式の整備を行う。
47	特別免許状に関する規則の一部を改正する規則	R4. 6. 22	R4. 7. 1	教育職員普通免許状更新制の廃止に伴う規定・様式の整備を行う。
48	学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	R4. 6. 22	R5. 4. 1	定年引上げにより再任用制度が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の引用条文を改める。
49	指導力不足等教員の取扱いに関する規則及び指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	R4. 6. 22	R5. 4. 1	定年引上げにより再任用制度が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の引用条文を改めるほか、平成 26 年度の一部改正規則の改正附則について所要の規定整備を行う。

50	教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則	R4. 9. 2	公布の日	文部科学省通知の趣旨を踏まえ、教育職員免許状が失効した者が再授与手続を行う場合の提出書類の簡素化や科目変更等について規定を整備する。
51	都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則	R4. 9. 20	R4. 10. 1	期末手当の除算対象となる在職期間に係る規定を改める（知事部局と同様）。
52	都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則	R4. 9. 20	R4. 10. 1	期末手当の除算対象となる在職期間に係る規定を改める（知事部局と同様）。
53	学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	R4. 9. 20	R4. 10. 1	育児参加休暇の取得可能期間に係る規定を改める（知事部局と同様）。 現行：「 <u>出産の日後8週間</u> を経過する日まで」 改正後：「 <u>出産の日以後1年</u> を経過する日まで」
54	学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	R4. 9. 20	R4. 10. 1	期末手当の除算対象となる在職期間に係る規定を改める（知事部局と同様）。
55	学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	R4. 9. 20	R4. 10. 1	勤勉手当の除算対象となる在職期間に係る規定を改める（知事部局と同様）。
56	東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則	R4. 10. 17	R5. 4. 1	東京都立高等学校のうち、その名称中に「工業」のある15校（蔵前工業高等学校等）について、「工科」に改

				める（例：蔵前工科高等学校）。
57	学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	R4. 10. 17	R5. 4. 1	<p>【放射線業務従事手当】「都立の工業高等学校」を「工業に関する学科を設置する都立の高等学校」に改める。</p> <p>【有害薬品取扱手当】「都立の工業高等学校の工業化学科、総合技術科（教育長が別に定める都立の工業高等学校の総合技術科に限る。）」を「工業に関する学科を設置する都立の高等学校」に改めるなど</p>
58	都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則	R4. 10. 17	R4. 11. 1	「配偶者」の定義に事実婚を含む旨規定するとともに、パートナーシップ関係の相手方も対象とするよう介護休暇に係る規定の適用範囲の拡大を行う。
59	都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則	R4. 10. 17	R4. 11. 1	「配偶者」の定義に事実婚を含む旨規定するとともに、パートナーシップ関係の相手方も対象とするよう介護休暇に係る規定の適用範囲の拡大を行う。 また、知事部局の例に ならい、年次有給休暇の使用可能日数に関する規定整備を行う。
60	学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行	R4. 10. 17	R4. 11. 1	「配偶者」（条例において事実婚を含む旨規定しているため条例施

	規則の一部を改正する規則			行規則では定義規定を置かない)が対象となっている休暇制度等について、パートナーシップ関係の相手方も対象とするよう慶弔休暇等の規定の適用範囲の拡大を行う。
61	東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	R4. 10. 17	R4. 11. 1	「配偶者」の定義に事実婚を含む旨規定するとともに、パートナーシップ関係の相手方も対象とするよう介護休暇に係る規定の適用範囲の拡大を行う。
62	東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	R4. 10. 17	R4. 11. 1	「配偶者」の定義に事実婚を含む旨規定するとともに、パートナーシップ関係の相手方も対象とするよう介護休暇に係る規定の適用範囲の拡大を行う。
63	学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則	R4. 10. 17	R4. 11. 1	慶弔休暇の取得可能要件に係る「結婚の日」について、「パートナーシップ関係となる場合に該当することとなった日」も対象として含めるよう適用範囲の拡大を行う。
64	東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則	R4. 10. 17	R4. 11. 1	慶弔休暇の取得可能要件に係る「結婚の日」について、「パートナーシップ関係となる場合に該当することとなった日」も対象として含めるよう適用範囲の拡大を行う。

65	学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	R4. 10. 17	R4. 11. 1	別記様式第1号の2（職員別給与簿）の「配偶者」に係る欄について、「パートナーシップ関係の相手方」を含むよう改める。
66	学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	R4. 10. 17	R4. 11. 1	「家族」について、「配偶者」以外にも「パートナーシップ関係の相手方」が含まれることを考慮し、「世帯（の構成員）」等と改める。
67	学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	R4. 10. 17	R4. 11. 1	「配偶者」（条例において事実婚を含む旨規定しているため規則では定義規定を置かない）が対象となっている単身赴任手当について、パートナーシップ関係の相手方も対象とするよう規定の適用範囲の拡大を行う。
68	東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則	R4. 10. 17	R4. 11. 1	職員住宅の入居者と同居する者に「同居親族」以外にも「パートナーシップ関係の相手方」が含まれることを考慮し、「同居者」等と改める。
69	東京都立学校教育職員の人事考課に関する規則の一部を改正する規則	R4. 12. 15	R5. 4. 1	第6条で規定する定期評価について、その対象外職員に、会計年度任用職員及び妊娠出産休暇・育児休業・配偶者同行休業の代替として臨時的に任用される

				職員を加える（号の新設）。
70	東京都区市町村立学校教育職員の人事考課に関する規則の一部を改正する規則	R4. 12. 15	R5. 4. 1	第6条で規定する定期評価について、その対象外職員に、会計年度任用職員及び妊娠出産休暇・育児休業・配偶者同行休業の代替として臨時的に任用される職員を加える（号の新設）。
71	東京都公立学校事務職員等の人事考課に関する規則の一部を改正する規則	R4. 12. 15	R5. 4. 1	第5条第3号で規定する定期評定の対象外職員に、妊娠出産休暇・育児休業・配偶者同行休業の代替として臨時的に任用される職員を加える。
72	東京都教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則	R4. 12. 22	R5. 4. 1	個人情報の定義規定を「東京都個人情報の保護に関する条例」（廃止）から「個人情報の保護に関する法律」に改める。また、別表第一から「保有特定個人情報の開示、訂正又は利用停止に関するもの」の項を削る。
73	東京都教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則	R4. 12. 22	R5. 4. 1	「非開示」を「不開示」に改める。また、電磁的記録の開示方法について「フロッピーディスク」を削る。
74	東京都教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則等を廃止する規則	R4. 12. 22	R5. 4. 1	東京都教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則及び東京都教育委員会が保有する特定個人情報の保

				護等に関する規則を廃止する。
75	都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則	R4. 12. 22	R5. 1. 1	特別休暇として新たに妊娠症状対応休暇を規定する。
76	都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則	R4. 12. 22	R5. 1. 1	特別休暇として新たに妊娠症状対応休暇を規定する。
77	学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	R4. 12. 22	R5. 1. 1	妊娠症状対応休暇を時間単位で取得可能とするよう改める。
78	東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	R4. 12. 22	R5. 1. 1	特別休暇として新たに妊娠症状対応休暇を規定する。
79	東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	R4. 12. 22	R5. 1. 1	特別休暇として新たに妊娠症状対応休暇を規定する。
80	学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	R4. 12. 22	公布の日	別表（給料の調整額）の全部改正を行う。
81	学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	R4. 12. 22	R5. 4. 1	国家公務員における定年前再任用短時間勤務職員の管理職員特別勤務手当の取扱いにない、同手当の額を規定する。
82	学校職員の勤勉手当に関する規則の	R4. 12. 22	公布の日	勤勉手当の成績率（一万分の〇〇）を改める（知事部局と同様）。

	一部を改正する規則			
83	東京都公立学校等職員の標準職務遂行能力を定める規則の一部を改正する規則	R4. 12. 28	R5. 1. 1	別表第三 課長代理について「三 病床の運営状況を的確に把握し、積極的に救急患者及び紹介患者を受け入れている。」を削る。
1	東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則	R5. 3. 31	R5. 4. 1	分課を規定する第2条の表について、指導部の項の次にグローバル人材育成部と同部の分課として国際教育企画課と国際交流教育課を新設する。あわせて、第5条において当該各課の分掌事務を定める。
2	東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則	R5. 3. 31	R5. 4. 1	東部・中部・西部の各学校経営支援センターに学校経営支援担当部長を新設し、その決定対象事案等を定めるとともに、別表において工業高校を工科高校に改める。
3	東京都教育委員会公印規則の一部を改正する規則	R5. 3. 31	R5. 4. 1	学校経営支援センターに新設される学校経営支援担当部長が一般業務において用いる事業所担当部長印を新たに定める。
4	東京都公立学校等の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則	R5. 3. 31	R5. 4. 1	標準的な職を定める第2条の表について、学校経営支援センターの所長に並んで学校経営支援担当部長を規定する。

5	都立学校に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則	R5. 3. 31	R5. 4. 1	別表第3に定める時間講師の報酬月額を改める。 (経験区分10～18)
6	都立学校に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則	R5. 3. 31	R5. 4. 1	別表第3に定める日勤講師の報酬月額を改める。 日勤講師Ⅰ型： 194,400円→194,800円 日勤講師Ⅱ型： 141,100円→141,400円
7	学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	R5. 3. 31	R5. 4. 1	令和5年度における土日以外の休日である祝日、振替休日及び年末年始の日数の合計として「17日」と改める。
8	学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	R5. 3. 31	R5. 4. 1	勤勉手当における成績率を改める。
9	東京都立学校教育管理職の業績評定に関する規則の一部を改正する規則	R5. 3. 31	R5. 4. 1	第6条第1項及び第2項について、定期評定の第1次評定者・調整者を所長から学校経営支援担当部長に改める。
10	東京都立学校教育職員の人事考課に関する規則の一部を改正する規則	R5. 3. 31	R5. 4. 1	第10条第3項について、絶対評価の調整者を所長から学校経営支援担当部長に改める。
11	東京都立学校事務職員等の人事考課に関する規則の一部を改正する規則	R5. 3. 31	R5. 4. 1	第8条第2項の表について、学校経営支援センター経営支援室及び支所経営支援室の所属職員に関する定期評定の調整者として学校経

				営支援担当部長を新たに定める。
12	東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則	R5. 3. 31	R5. 4. 1	第1条第4項について、現行において毎月10日までに年額の12分の1を納付しなければならないとされているところ、4月末日までに年額の12分の3を、9月末日までに残りの年額の12分の9を納付しなければならないと改める。
13	東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	R5. 3. 31	R5. 4. 1	別表第1に定める連携型高等学校について、蔵前工業高等学校を蔵前工科高等学校に改める。
14	東京都教育委員会の任命にかかる職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規則を廃止する規則	R5. 3. 31	R5. 4. 1	東京都教育委員会の任命にかかる職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規則を廃止する。
15	博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則	R5. 3. 31	R5. 4. 1	法令改正による条ズレ対応のほか、博物館の登録に関する基準、手続等を改める。
16	東京都教育委員会の任命に係る非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則	R5. 3. 31	R5. 4. 1	福祉事業において、障害特別給付金等の制度を新たに設ける。

(令和6年1月1日現在)

職名	氏名	任期 (就任年月日)	職業
教育長	浜 佳 葉 子	自令 4. 4. 1 至令 6. 3. 31 (令 4. 4. 1)	
委員 <small>(教育長職務代理者 第一順位)</small>	秋 山 千 枝 子	自平28.10.20 至令 6.10.19 (平28.10.20)	医療法人社団 千実会理事長
委員 <small>(教育長職務代理者 第二順位)</small>	北 村 友 人	自平29.10. 6 至令 7. 2. 27 (平29.10. 6)	東京大学大学院教授
委員	宮 原 京 子	自令 4. 3. 13 至令 8. 3. 12 (令 4. 3. 13)	ファイザー株式会社 取締役執行役員
委員	高 橋 純	自令 5.10. 1 至令 9. 9. 30 (令 5.10. 1)	東京学芸大学教授
委員	萩 原 智 子	自令 5.12.21 至令 9.12.20 (令 5.12.21)	一般社団法人 日本知的障害者水泳連盟 副会長

(1) 歴代の教育長

氏名	任 期	氏名	任 期
宇佐美 毅	自昭23.11. 1 至昭25. 3. 9	坂 本 光 一	自平 2. 7. 19 至平 4. 6. 30
川 崎 周 一	自昭25. 3. 9 至昭27.10.31	市 川 芳 正	自平 4. 7. 1 至平 7. 5. 31
加 藤 清 一	自昭27.10.31 至昭29. 6. 30	市 川 正	自平 7. 6. 1 至平10. 7. 15
本 島 寛	自昭29. 7. 1 至昭35. 8. 12	中 島 元 彦	自平10. 7. 16 至平12. 7. 12
小 尾 帙 雄	自昭35. 8. 12 至昭42. 5. 21	横 山 洋 吉	自平12. 7. 13 至平17. 6. 22
野 尻 高 経	自昭42. 5. 22 至昭46. 6. 17	中 村 正 彦	自平17. 6. 23 至平20. 7. 12
日 向 美 幸	自昭46. 6. 18 至昭49. 7. 7	大 原 正 行	自平20. 7. 13 至平24. 7. 12
佐 藤 文 男	自昭49. 7. 8 至昭52. 7. 2	比留間 英 人	自平24. 7. 13 至平27. 3. 31
児 玉 工	自昭52. 7. 12 至昭55. 7. 15	中 井 敬 三	自平27. 4. 1 至令元. 6. 30
平 山 秀 親	自昭55. 7. 16 至昭58. 5. 26	藤 田 裕 司	自令元. 7. 1 至令 4. 3. 31
水 上 忠	自昭58. 5. 27 至平 2. 7. 18		

(2) 旧委員

(昭和31年9月以降)

氏名	任期	氏名	任期
辰野 隆	自昭31. 9. 24 至昭32. 3. 31	三輪田 芳子	自昭61. 3. 11 至平 6. 3. 12
大塚 肇	自昭31. 9. 24 至昭34. 3. 31	石井 公一郎	自昭62. 10. 5 至平 7. 7. 17
小宮 豊隆	自昭32. 4. 1 至昭34. 9. 23	三浦 朱門	自昭62. 12. 21 至平 7. 12. 20
田辺 繁子	自昭31. 9. 24 至昭36. 9. 23	石川 忠雄	自昭63. 10. 20 至平 8. 10. 19
河原 春作	自昭31. 9. 24 至昭36. 9. 30	岩間 英太郎	自昭63. 12. 25 至平 8. 12. 24
木下 一雄	自昭31. 9. 24 至昭39. 10. 2	緒方 四十郎	自平 7. 9. 29 至平11. 9. 28
大浜 英子	自昭36. 10. 5 至昭40. 10. 4	古橋 廣之進	自平 7. 12. 21 至平11. 12. 20
松下 正寿	自昭39. 10. 3 至昭42. 2. 24	鍛冶 千鶴子	自平 6. 3. 13 至平14. 3. 12
大田黒 元雄	自昭34. 10. 7 至昭42. 10. 6	清水 司	自平 8. 10. 20 至平16. 10. 19
田中 義男	自昭36. 10. 5 至昭43. 10. 2	國分 正明	自平 8. 12. 25 至平16. 12. 24
江上 フジ	自昭40. 10. 7 至昭44. 10. 6	鳥海 巖	自平11. 10. 1 至平19. 9. 30
柴田 周吉	自昭34. 7. 1 至昭45. 12. 20	米長 邦雄	自平11. 12. 21 至平19. 12. 20
湊 守篤	自昭46. 7. 13 至昭47. 7. 8	高坂 節三	自平16. 12. 25 至平23. 3. 10
正田 建次郎	自昭43. 12. 12 至昭52. 3. 20	川淵 三郎	自平23. 6. 24 至平24. 11. 22
寺川 文夫	自昭47. 7. 10 至昭54. 7. 17	瀬 占利彦	自平19. 12. 21 至平25. 3. 31
伊藤 昇	自昭42. 10. 11 至昭54. 10. 19	内館 牧子	自平14. 3. 13 至平26. 3. 12
蠟山 政道	自昭42. 10. 11 至昭54. 12. 25	竹花 豊	自平19. 10. 1 至平27. 9. 30
中村 元	自昭52. 10. 14 至昭55. 3. 31	乙武 洋匡	自平25. 2. 28 至平27. 12. 31
橘川 ちゑ子 (秋山 ちえ子)	自昭44. 12. 6 至昭56. 12. 20	木村 孟	自平16. 10. 20 至平28. 10. 19
久保田 キヌ (きぬ子)	自昭56. 12. 21 至昭60. 12. 20	大杉 覚	自平28. 1. 1 至平29. 7. 13
服部 謙太郎	自昭54. 7. 18 至昭62. 9. 1	宮崎 緑	自平27. 10. 1 至合 3. 2. 10
高橋 義孝	自昭54. 10. 24 至昭62. 10. 23	遠藤 勝裕	自平26. 3. 13 至合 4. 3. 12
村井 資長	自昭54. 12. 26 至昭63. 10. 19	新井 紀子	自合 3. 6. 15 至合 5. 9. 30
小尾 帛雄	自昭55. 4. 1 至昭63. 12. 24	山口 香	自平25. 4. 1 至合 5. 12. 20

3 活動

(1) 会議の開催と教育委員会の主な活動

会議は原則として毎月第2及び第4木曜日に定例会、必要に応じて臨時会を開催している。令和4年度は、定例会を18回開催した。

(2) 委員会審議状況（令和4年度）

（単位：件）

議案	条例の制定・改正依頼	2
	規則の制定・改正	6
	人事案件	41
	審議会等委員の任命・委嘱	4
	その他	20
	小計	73
報告事項	59	
合計	132	